

各位

会社名 ジェイフロンティア株式会社  
代表者の役職氏名 代表取締役社長執行役員 中村 篤弘  
(コード番号:2934 東証グロース)  
問合せ先 執行役員コーポレート本部長 岡本 須美子  
電話番号 03-6427-4662

### 第三者割当による第7回新株予約権の発行に関するお知らせ

当社は、2024年3月15日開催の取締役会において、割当日である2024年4月1日において当社役員、従業員、当社子会社役員並びに外部協力者に対し、下記のとおり新株予約権（以下、「本新株予約権」といいます。）を発行することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

なお、本件は、新株予約権を引き受ける者に対して公正価格にて有償で発行するものであり、特に有利な条件ではございません。

#### 記

##### 1. 募集の概要

(1) 割当日	2024年4月1日
(2) 新株予約権の総数	418個（1個につき100株）
(3) 発行価額	1個につき3,674円（1株につき36.74円）
(4) 当該発行による潜在株式数	41,800株
(5) 資金調達の額	138,639,732円 (内訳) ・新株予約権発行分 1,535,732円 ・新株予約権行使分 137,104,000円 発行諸費用を差し引いた手取概算額については、「3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期（1）調達する資金の額」をご参照ください。
(6) 行使価額	1株につき3,280円
(7) 割当方法 (割当予定先)	第三者割当の方法により、次の者に割り当てます。 当社役員 1名 115個 当社従業員 2名 74個 当社子会社役員 5名 157個 外部協力者 2名 72個
(8) その他	当社は、割当予定先との間で、金融商品取引法に基づく届出の効力発生後に、本新株予約権の割当予定先との間で新株予約権引受契約（以下「本引受契約」といいます。）を締結する予定です。

(注) 調達資金の額は、本新株予約権の発行価額の総額に本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の総額を合算した額から、本新株予約権の発行に係る諸費用の概算額を差し引いた金額です。また、本新株予約権の行使期間内に全部若しくは一部の本新株予約権の行使が行われない場合又は当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、調達資金の額は減少します。

##### 2. 募集の目的及び理由

当社は、2008年6月の設立以来、健康食品をはじめとするヘルスケア分野に着目して事業を進めております。ヘルスケア分野におけるインターネット広告代理業から事業を開始し、顧客商品の企画、販促、販売、卸売、通信販売事業に至るまで総合的な販売促進支援を行ってまいりました。また当社グループの主たる事業領域である医療・健康産業においては、少子化による人口減少と団塊ジュニア

世代が全員65歳以上に達し、超高齢化社会を迎えることにより直面する2040年問題を抱えております。具体的には、社会保障費の高騰や医療人材の枯渇などが挙げられます。加えて、新型コロナウイルス感染症の流行により、医療資源の拡充や柔軟な医療体制の必要性が再認識されました。このような背景のもと、令和4年度診療報酬改定によるオンラインでの初診料の引き上げやオンライン服薬指導の実施要件緩和など、医療体制のオンライン化の推進が図られ、社会保障費をはじめとする負担軽減や医療現場の効率性・生産性の改善、患者の利便性向上に向けた取り組みが加速しております。

以上の事業環境の中、当社グループは、「人と社会を健康に美しく」を経営理念に掲げ、事業を推進しております。未病・予防→疾病→未病・予防という人々の「ヘルスケアサイクル」において、「疾病期間」の短縮化・「未病・予防期間」の長期化を通じた、健康寿命の伸長による社会保障費の削減に貢献すべく、「ヘルスケアサイクル」のすべてをカバーするサービスの拡充に取り組んでまいりました。「疾病期間」の短縮化に向けては、オンライン診療・オンライン服薬指導・医薬品の宅配をワンストップで提供するプラットフォーム「SOKUYAKU」の運営を通じ、医療機関のデジタル・トランスフォーメーション（DX）化の推進や、ユーザー（患者）や医師・薬剤師の利便性向上に努めております。いつでも・どこでも・誰でも、医師・薬剤師と繋がり、薬が受け取れる社会の実現を目指し、2021年2月にサービスを開始した「SOKUYAKU」は、全国の医療機関・薬局との提携及び医薬品の配送網構築に成功し、ユーザーの登録・利用は急速に拡大しております。また、医療人材の紹介事業や集客サポートをはじめとするマーケティング支援事業など、提携医療機関・薬局に対して提供するToBサービスも順調に伸長しており、「SOKUYAKU」プラットフォームの基盤を活かした収益モデルの強化を推進しております。さらに、月額550円（税込）で家族全員のオンライン診療・服薬指導の手数料が無料となるサブスクリプションプラン「SOKUYAKUプレミアム」の提供を開始し、ユーザーの利便性向上の取り組みも進めております。

「未病・予防期間」の長期化に向けては、人々の健康増進・生活の質向上に資する自社オリジナル医薬品・健康食品・化粧品の販売といったD2C事業（EC・通販事業）と、クライアント企業のヘルスケア商品の販促支援をはじめとするB2B事業の推進に注力しております。

今後も、人々の「ヘルスケアサイクル」に関連するサービスの強化を通じて、超高齢化社会を迎える日本の深刻な社会課題解決の一助となることで、当社グループの更なる拡大・成長に繋げていく考えです。

当社はこのような状況に対し、当社としても当社グループの業績達成及び企業価値の向上の意欲及び士気を向上させることが必要であると考えており、本新株予約権の発行は、割当日において当社役員、従業員、当社子会社役員並びに社外協力者に対して、インセンティブを付与することを目的として割当てるものであります。外部協力者は当社グループにおけるSOKUYAKU事業及びD2C事業における業務支援先であり、こうした外部支援先を割当予定先として本新株予約権を付与することにより、当社グループの株主価値の最大化に資するものであると考えております。

なお、本新株予約権は、事前に定めた業績条件並びに株価条件を達成した場合にのみ行使が可能となるように設計されているほか、割当日後すぐに新株予約権が行使されることはないため、市場に過度の影響を与える可能性は低いと考えております。業績条件について、当社は、2022年7月15日付で発表いたしました当社グループ中期計画において、事業の継続的な成長を図る指標の一つとして売上高成長率（年平均成長率）30%超を目標とし、2025年5月期の連結売上高計画を300億円と定めております。中期計画で掲げた売上高計画を達成することが中長期的な企業価値・株主価値の向上に資するものと認識しており、業績達成への意欲や士気を向上させるインセンティブ効果を高めるために、業績条件を2025年5月期の連結売上目標である300億円と定めております。

また株価条件については、株価が複合要因で一時的に高騰するなどの変動はあるものの、決議前営業日終値3,280円、上場来高値5,830円に比較して高い目標株価として7,000円と定めております。これにより、当社グループ取締役及び従業員の目標株価に対するコミットメントの意識及び士気を高め、当社の企業価値向上とそれに伴う株価の上昇を達成するとともに、株主利益の増大に資することを目的としております。

こうした理由から、当社の既存株主への利益貢献を踏まえ、希薄化の規模は合理的な範囲であると判断しております。

### 3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

(1) 調達する資金の額

①払込金額の総額	138,639,732 円
(内訳)	
本新株予約権の発行	1,535,732 円
本新株予約権の行使	137,104,000 円
②発行諸費用の概算額	2,015,000 円
③差引手取概算額 (①-②)	136,624,732 円

(注) 1. 払込金額の総額は、本新株予約権の発行価額の総額 1,535,732 円、本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の総額 137,104,000 円を加えた額です。

2. 発行諸費用の内訳は、以下のとおりです。なお、発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

- ・登記費用 480 千円
- ・割当予定先等調査費用 185 千円
- ・新株予約権価格算定費用 850 千円
- ・有価証券届出書等作成支援業務費用 500 千円

3. 本新株予約権の行使価額が調整された場合には、新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は増加又は減少します。また、新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少します。

(2) 調達する資金の具体的用途

本新株予約権の発行は、割当日において当社役員、従業員及び当社子会社の役員並びに社外協力者に対して、当社グループの業績達成及び企業価値の向上の意欲及び士気を向上させるインセンティブを付与することを目的として割当てるものであり、資金調達を目的としておりません。また、本新株予約権の行使は新株予約権者の判断に委ねられているため、本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額は、現時点でその金額及び時期を資金計画に織り込むことは困難であります。従って、手取金の具体的な用途については、運転資金を予定しておりますが、具体的には行使により払込みがなされた時点の状況に応じて決定いたします。

また、行使による払込みがなされた場合、上記充当期までの資金管理につきましては、銀行預金等の安定的な金融資産で運用する予定です。

4. 資金用途の合理性に関する考え方

本新株予約権の発行は、当社取締役、従業員及び当社子会社の取締役並びに外部協力者に対して、当社の業績達成及び企業価値の増大に対する意欲及び士気を向上させるインセンティブを付与することを目的として割当てるものであり、資金調達を目的とはしておりません。しかしながら、本新株予約権の行使により得られた資金を事業活動に投入することから、中長期的な企業価値の向上、ひいては株主利益の向上に資するものであり、十分な合理性があるものと判断しております。

5. 発行条件等の合理性

(1) 払込金額の算定根拠及び発行条件の合理性に関する考え方

当社は、本新株予約権の発行価額を決定するにあたり、本新株予約権の価格の評価を第三者算定機関である東京フィナンシャル・アドバイザーズ株式会社（所在地：東京都千代田区永田町一丁目11番28号、代表取締役社長：能勢元）(以下、「TFA」といいます。)に依頼しました。当該機関は、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、当社の株価(3,280円)、行使価額(本新株予約権：3,280円)、配当率(0%)、権利行使期間(10年間)、無リスク利率(0.774%)、株価変動性(61.69%)等を考慮し、評価を実施しました。この結果を参考に、本新株予約権の1個の発行価額を、当該評価結果である本新株予約権の評価単価と同額である3,674円としました。本新株予約権の行使価額については、本第三者割当に関する取締役会決議日の直前営業日の東京証券取引所における当社普通株式の終値と同額である3,280円といたしました。

行使価額の決定に際し、取締役会決議日の直前営業日の株式会社東京証券取引所グロース市場における当社普通株式の終値を基準値として算定しましたのは、当社としましては、直前営業日の株価終値が当社の株式価値を反映しているものと判断したことによります。

当社監査役3名全員(うち会社法上の社外監査役2名)から、TFAは当社と顧問契約関係になく、当社経営陣から一定程度独立していると認められること、TFAは割当予定先から独立した立場で評価を行っていること、TFAによる本新株予約権の価格の評価については、その算定過程及び前提条件等に関してTFAから提出を受けた報告書に照らし、当該評価は合理的なものであると判断できることから、本新株予約権の発行条件等が割当予定先に対して特に有利な金額には該当せず、適法である旨の意見を得ております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本新株予約権が全て行使された場合に増加する株式数は、41,800株(議決権数418個)であり、当社の2023年11月30日現在における当社の発行済株式数は、5,112,998株(議決権数49,101個)です。これに係る希薄化率は、0.82%(小数点以下第3位を四捨五入しています。なお、議決権数の割合は0.85%)です。

このように、本新株予約権の行使が進むことによって一定の希薄化が生じますが、本新株予約権の発行は、当社グループの業績達成及び企業価値の向上の意欲及び士気を向上させるインセンティブを付与することを目的として割当てるものであり、これにより、中長期的には、当社の事業規模が拡大し、さらなる収益の獲得が期待できることから、最終的には当社の既存株主の皆様の利益向上に繋がるものと考えております。

したがって、本新株予約権の行使によって既存株主の持株比率に一定の希薄化が生じますが、その効果を鑑みると、本新株予約権の発行数量及び株式の希薄化の規模は合理的であり、当社及び当社の既存株主の皆様への影響という観点からみて相当であると判断しております。

6. 割当予定先の選定理由等

(1) 割当予定先の概要

①当社役員、従業員及び当社子会社の役員

(1) 氏名	当社役員 1名 当社従業員 2名 当社子会社役員 5名
(2) 住所	—(注1)
(3) 職業の内容	本新株予約権の発行決議日現在において当社の役員、従業員及び当社子会社の役員であります。
(4) 当事会社間の関係	
出資関係 (2024年2月末時点)	該当事項はありません。
人事関係	本新株予約権の発行決議日現在において当社の役員、従業員及び当社子会社の役員であります。
資金関係	該当事項はありません。
技術関係又は取引関係	該当事項はありません。

- (注) 1. 本新株予約権は、当社グループの業績達成及び企業価値の向上を目指すにあたり、割当日において当社の役員、従業員及び当社子会社の役員の意欲及び士気を向上させるインセンティブを付与することを目的として、有償にて発行する新株予約権であるため、個別の氏名及び住所の記載は、省略させていただいております。
2. 別途記載のある場合を除き、記載の情報は本新株予約権の発行決議日現在のものです。

②外部協力者

(1) 氏名	皆川 克利
(2) 住所	東京都葛飾区
(3) 職業の内容	会社員

(4) 当事会社間の関係	
出資関係 (2024年2月末時点)	当社普通株式 300 株を保有しております。
人事関係	当社と割当予定先との間で物流業務における業務委託関係があり社外協力者であります。
資金関係	該当事項はありません。
技術関係又は取引関係	当社と割当予定先との間で物流業務における業務委託関係があります。

③外部協力者

(1) 氏名	本多 英司
(2) 住所	東京都文京区
(3) 職業の内容	会社役員
(4) 当事会社間の関係	
出資関係 (2024年2月末時点)	該当事項はありません。
人事関係	当社と割当予定先との間で事業提携先の紹介における協力関係があり社外協力者であります。
資金関係	該当事項はありません。
技術関係又は取引関係	当社と割当予定先との間で事業提携先の紹介において契約関係はないものの、協力関係があります。

(2) 割当予定先の選定理由

本新株予約権の発行は、当社グループの業績達成及び企業価値の向上を目指すにあたり、割当日において当社の役員、従業員及び当社子会社の役員の意欲及び士気を向上させるインセンティブを付与することを目的として発行するものであります。

また当社社外協力者2名につきましては、当社と業務支援関係にあり、継続的に支援を行っていただく予定です。

皆川克利氏は特に当社のD2C事業における物流体制の構築での功績が高く、当社グループにおける物流業務の最適化に向けた改善提案等を継続的に協力いただいております。なお同氏は当社普通株式 300 株を保有しておりますが、市場取引により取得されたものとことです。

本多英司氏はこれまでの大手製薬会社における役員経験を活かし、弊社の運営するオンライン診療から服薬指導、処方薬の宅配までをワンストップで提供するサービスプラットフォームであるSOKUYAKU事業において、新しい取り組みにおける実証実験等への協力先として複数の調剤薬局チェーンなどの紹介をいただいております。特に大手調剤薬局への「SOKUYAKU」導入において功績が高く、今後もこうしたSOKUYAKU事業における継続的な支援いただく見込みであります。

当社のSOKUYAKU事業及び健康食品・医薬品等のD2C事業を安定的に遂行するためにも、当社社外協力者に対して本新株予約権を付与することで、当社の業績達成、企業価値向上のインセンティブを最大限に発揮する必要があると考えております。従って、この効果を最大限に引き出し、グループ全体としての業績達成及び企業価値の向上を目指すために、当社の役員、従業員及び当社子会社の役員並びに当社社外協力者を割当予定先として選定する結論にいたしました。

(3) 割当予定先の保有方針

本新株予約権の行使により交付する当社株式について、当社と割当予定先との間に継続保有及び預託に関する書面での取り決めはありませんが、本新株予約権の譲渡の際には当社取締役会の承認を必要とします。

(4) 割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

当社は、割当予定先の本新株予約権の発行に係る払込み及び本新株予約権の権利行使にかかる資金保有に関し、各割当予定先に対して、権利行使に支障がない旨を口頭により確認をしております。当社としても本新株予約権の発行に係る払込みに要する資金についても最も多い割当予定

先においても1,000千円を超える割当予定先が無く少額であること、割当予定先も本新株予約権の一部を行使し株式を売却することで得た資金により次の行使を繰り返すことも可能であることから、本新株予約権の発行に係る払込み及び本新株予約権の権利行使に係る資金保有は問題ないと判断しております。

(5) 割当予定先の実態

当社役員、従業員及び当社子会社役員が、入社時に反社会的勢力との関係がないことを確認しております。また当社は、本新株予約権の発行のため、改めて当社役員、従業員及び当社子会社役員が反社会的勢力と関係がないことについて聞き取り調査を行っており、当該調査から反社会的勢力と関係がないことを確認したことから、当社は割当予定先である当社役員、従業員及び当社子会社役員が反社会的勢力ではないと判断しております。

当社社外協力者2名である皆川氏及び本多氏につきましては、当社において独自に専門の調査機関である株式会社トクチョー(東京都中央区日本橋大伝馬町11番8号 代表取締役 荒川一枝)及び株式会社セキュリティー&リサーチ(東京都港区赤坂二丁目16番6号 代表取締役 羽田寿次)に調査を依頼し、反社会的勢力の関与がない旨の調査報告書を受領しております。

当社は、当該報告・結果内容に基づいて、本新株予約権の割当予定先となる当社役員、従業員、当社子会社役員及び当社社外協力者2名が反社会的勢力との関係がないと判断いたしました。なお、当社は、当社社外協力者2名が反社会的勢力との関係がないことを示す確認書を株式会社東京証券取引所に提出しております。

(6) 株式貸借に関する契約

該当事項はありません。

7. 募集後の大株主及び持株比率

募集前 (2023年11月30日現在)		本新株予約権行使後	
中村 篤弘	48.25%	中村 篤弘	47.84%
株式会社篤志	20.37%	株式会社篤志	20.19%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	6.47%	日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	6.41%
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	2.51%	株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	2.48%
株式会社日本カストディ銀行 (年金特金口)	1.66%	株式会社日本カストディ銀行 (年金特金口)	1.64%
株式会社プレミアム・キャピタル・マネジメント	1.35%	株式会社プレミアム・キャピタル・マネジメント	1.34%
蓮見 智威	0.90%	蓮見 智威	0.89%
松原 明男	0.86%	松原 明男	0.86%
ファーストヴィレッジ株式会社	0.81%	ファーストヴィレッジ株式会社	0.81%
J P モルガン証券株式会社	0.70%	J P モルガン証券株式会社	0.69%

- (注) 1. 募集前の大株主の構成及び持株比率は、2023年11月30日現在の株主名簿に基づき記載しております。
2. 本新株予約権行使後の大株主及び持株比率は、2023年11月30日現在の総議決権数49,101個に本新株予約権が全て行使された場合に交付される株式数に係る議決権数を加算して計算しております。
3. 上記の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

8. 今後の見通し

2024年5月期の通期連結業績に与える影響は軽微であり、業績予想の修正を予定しておりませんが、業績予想に与える影響が生じた場合には、詳細が確定次第速やかに公表いたします。

9. 企業行動規範上の手続き

本資金調達には、①希薄化率が25%未満であること、②支配株主の異動を伴うものでないことから、東京証券取引所の定める上場規程第432条に定める独立第三者からの意見入手および株主の意見確認手続きは要しません。

10. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 最近3年間の業績（連結）

	2021年5月期	2022年5月期	2023年5月期
（連結）売上高	8,493,011千円	11,876,681千円	16,844,572千円
（連結）営業利益	671,912千円	731,151千円	△1,816,484千円
（連結）経常利益	679,106千円	711,729千円	△1,841,199千円
（連結）当期純利益	424,929千円	400,519千円	△1,899,919千円
（親会社株主に帰属する 連結）当期純利益	110.75円	90.64円	△410.60円
1株当たり配当金	—	—	—
1株当たり（連結）純資産	329.99円	907.43円	525.78円

(注) 1. 2021年5月期は連結財務諸表を作成しておりませんので、2021年5月期は個別財務諸表の数値を、2022年5月期以降は連結財務諸表の数値を記載しております。

2. 2021年7月7日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。2021年5月期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり（連結）当期純利益及び1株当たり（連結）純資産額を算定しております。

(2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況（2024年1月24日現在）

	株式数	発行済株式数に対する比率
発行済株式数	5,114,036株	100.00%
現時点の転換価額（行使価額）における潜在株式数	—	—
下限値の転換価額（行使価額）における潜在株式数	—	—
上限値の転換価額（行使価額）における潜在株式数	—	—

(3) 最近の株価の状況

①最近3年間の状況

	2021年5月期	2022年5月期	2023年5月期
始値	—	3,560円	2,285円
高値	—	4,700円	3,435円
安値	—	1,620円	1,740円
終値	—	2,301円	2,370円

(注) 当社普通株式は、2021年8月27日に東京証券取引所マザーズ市場に上場しましたので、それ以降の株価を記載しております。

②最近6か月間の状況

	2023年 10月	11月	12月	2024年 1月	2月	3月
始値	5,600円	4,075円	4,880円	4,290円	3,860円	3,435円
高値	5,740円	5,070円	4,920円	4,530円	3,895円	3,455円
安値	3,535円	4,030円	4,070円	3,535円	3,160円	3,015円
終値	4,030円	4,950円	4,300円	3,910円	3,505円	3,280円

(注) 2024年3月の欄は2024年3月14日時点の株価を元に記載しております。

③発行決議の直近取引日（2024年3月14日）における株価

	株価
始 値	3,285 円
高 値	3,290 円
安 値	3,170 円
終 値	3,280 円

(4) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況

第4回新株予約権

払込期日	2022年11月7日
発行新株予約権数	4,167 個
発行価額	新株予約権1個当たり2,600円
発行時における調達予定資金の額	1,019,664,900円
割当先	UBS AG London Branch 4,167 個
発行価額	1株につき2,421円
募集時における発行済株式総数	4,771,024 株
現時点における行使状況	170,000 株
現時点における調達した資金の額	411,570,000円
発行時における当初の資金使途	オンライン診療・オンライン服薬指導・医薬品の宅配プラットフォーム「SOKUYAKU」の更なるユーザー獲得に向けた広告：1,019,664,900円
発行時における支出予定時期	2023年6月～2026年5月
現時点における充当状況	オンライン診療・オンライン服薬指導・医薬品の宅配プラットフォーム「SOKUYAKU」の更なるユーザー獲得に向けたテレビCMやWeb広告等に関する広告宣伝費：411,570,000円

(注)2023年7月26日「第4回新株予約権(行使価額固定型)の取得及び消却に関するお知らせ」にてお知らせのとおり、本新株予約権の取得及び消却については、足元、当社の株価が本新株予約権の行使価額を大きく上回っており、現在の株価水準よりも大幅に低い行使価額での株式の発行により、既存株主の持分が必要以上に希薄化することを勘案しました。また、SOKUYAKU 事業の収益性の強化に向けた取り組みが順調に進んでいることから、投資計画における当面の資金は、手元資金及び第5回・第6回新株予約権の行使による調達予定の資金で充足可能である点も考慮した結果、残存する本新株予約権の全部を取得及び消却する意向を割当先に伝達し、本新株予約権による資金調達を中止することといたしました。なお、残存する2,467個の新株予約権は2023年8月10日付で取得し、消却いたしました。

第5回新株予約権

払込期日	2022年11月7日
発行新株予約権数	1,389 個
発行価額	新株予約権1個当たり630円
発行時における調達予定資金の額	500,040,000円
割当先	UBS AG London Branch 1,389 個
発行価額	1株につき3,600円



募集時における発行済株式総数	4,771,024株
現時点における行使状況	138,900株
現時点における調達した資金の額	500,040,000円
発行時における当初の資金使途	オンライン診療・オンライン服薬指導・医薬品の宅配プラットフォーム「SOKUYAKU」の更なるユーザー獲得に向けた広告：1,019,664,900円
発行時における支出予定時期	2023年6月～2026年5月
現時点における充当状況	オンライン診療・オンライン服薬指導・医薬品の宅配プラットフォーム「SOKUYAKU」の更なるユーザー獲得に向けたテレビCMやWeb広告等に関する広告宣伝費：500,040,000円

#### 第6回新株予約権

払込期日	2022年11月7日
発行新株予約権数	1,191個
発行価額	新株予約権1個当たり100円
発行時における調達予定資金の額	500,339,100円
割当先	UBS AG London Branch 1,191個
発行価額	1株につき4,200円
募集時における発行済株式総数	4,771,024株
現時点における行使状況	0株
現時点における調達した資金の額	0円
発行時における当初の資金使途	オンライン診療・オンライン服薬指導・医薬品の宅配プラットフォーム「SOKUYAKU」の更なるユーザー獲得に向けた広告：1,019,664,900円
発行時における支出予定時期	2023年6月～2026年5月
現時点における充当状況	0円

(注)2023年10月30日「第6回新株予約権（行使価額固定型）の取得及び消却に関するお知らせ」のとおり、SOKUYAKU事業の収益性の強化に向けた取り組みが順調に進んでいることから、投資計画における当面の資金は、手元資金で充足可能である点を考慮した結果、残存する本新株予約権の全部を取得及び消却する意向を割当先に伝達し、本新株予約権による資金調達を中止することといたしました。なお、残存する1,191個の新株予約権は2023年11月14日付で取得し、消却いたしました。

#### 11. 発行要項

別紙に記載のとおりです。

ジェイフロンティア株式会社  
第7回新株予約権発行要項

1. 新株予約権の名称 ジェイフロンティア株式会社第7回新株予約権（以下、「本新株予約権」という。）
2. 本新株予約権の払込金額の総額 金 1,535,732円
3. 申込期日 2024年4月1日
4. 割当日及び払込期日 2024年4月1日
5. 募集の方法及び割当先 第三者割当の方法により、以下の個数をそれぞれに割り当てる。
- |         |    |      |
|---------|----|------|
| 当社役員    | 1名 | 115個 |
| 当社従業員   | 2名 | 74個  |
| 当社子会社役員 | 5名 | 157個 |
| 外部協力者   | 2名 | 72個  |

6. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数又はその数の算定方法

- (1) 本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、その総数は41,800株とする（本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下、「割当株式数」という。）は100株とする。）。但し、本項第(2)号及び第(3)号により、割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。
- (2) 当社が第10項の規定に従って行使価額（第9項第(2)号に定義する。）の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整されるものとする。但し、かかる調整は当該時点において未行使の本新株予約権にかかる割当株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、第10項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

- (3) 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由にかかる第10項第(2)号及び第(5)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。
- (4) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

7. 本新株予約権の総数 418個
8. 各本新株予約権の払込金額 本新株予約権1個につき金3,674円
9. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

- (1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。また、その計算の結果生じた1円未満の端数は切り上げるものとする。
- (2) 本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額（以下、「行使価額」という。）は、金3,280円とする。但し、第10項の規定に従って、調整されるものとする。

10. 行使価額の調整

- (1) 当社は、本新株予約権の発行後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社の発行済普通株式の総数に変更が生じる場合又は変更が生じる可能性がある場合は、次に定める算式（以下、「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{割当株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{割当株式数}}$$

- (2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- ①本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の有する当社普通株式を処分する場合（無償割当てによる場合を含む。）（但し、当社の役員及び従業員並びに当社子会社の役員及び従業員を対象とする譲渡制限付株式報酬として株式を発行又

は処分する場合、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。）

調整後行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。）以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

②株式分割により当社普通株式を発行する場合

調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

③本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行又は付与する場合（但し、当社の役員及び従業員並びに当社子会社の役員及び従業員を対象とするストック・オプションを発行する場合を除く。）

調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（新株予約権の場合は割当日）以降又は（無償割当ての場合は）効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

④当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合

調整後行使価額は、取得日の翌日以降にこれを適用する。

⑤本号①から③までの場合において、基準日が設定され、かつ、効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号①乃至③にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした本新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を追加的に交付する。この場合、1株未満の端数を生じるときはこれを切り捨てるものとする。

$$\text{株式数} = \frac{\left( \begin{array}{c} \text{調整前} \\ \text{行使価額} \end{array} - \begin{array}{c} \text{調整後} \\ \text{行使価額} \end{array} \right) \times \begin{array}{c} \text{調整前行使価額により当該} \\ \text{期間内に交付された株式数} \end{array}}{\text{調整後行使価額}}$$

(3) 行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後に行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

(4) ①行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

②行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日（但し、本項第(2)号⑤の場合は基準日）に先立つ45取引日目に始まる30連続取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

③行使価額調整式で使用する既発行普通株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。また、本項第(2)号②の場合には、行使価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割り当てられる当社の普通株式数に含まないものとする。

(5) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権者と協議のうえ、その承認を得て、必要な行使価額の調整を行う。

①株式の併合、会社分割、株式移転、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。

②その他当社の普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必

要とするとき。

③行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

- (6) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨、その事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

#### 11. 本新株予約権の行使期間

2024年4月1日から2034年3月31日までとする。

#### 12. その他の本新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権者は、割当日から本新株予約権の行使期間の終期に至るまでの間に、一度でも以下に掲げる全ての条件を満たした場合に限り、本新株予約権を行使することができる。
- a. 行使期間中のいずれかの期において、当社の連結売上高が300億円を超過した場合（当該売上高の判定においては、当社の有価証券報告書に記載される連結損益計算書における数値を用いるものとする。）
- b. 割当日から本新株予約権の行使期間の終期に至るまでの間に東京証券取引所における当社普通株式の普通取引終値が一度でも7,000円を上回った場合
- (2) 本新株予約権者のうち社外協力者を除く者は、継続して3年以上の間、当社又は当社関係会社のアドバイザー、顧問、コンサルタント又は取締役、監査役若しくは従業員その他名目の如何を問わず当社又は当社関係会社との間で委任、請負等の継続的な契約関係にある者であることを要する。但し、任期満了による退任、定年又は会社都合による退職、その他取締役会が正当な理由があると認めた場合にはこの限りではない。
- (3) 本新株予約権者が死亡した場合、本新株予約権の法定相続人（当該本新株予約権者の配偶者又は一親等内の親族1名に限り、以下「権利承継人」という。）に限り、本新株予約権者の権利を相続することができる。なお、権利承継人が死亡した場合、権利承継人の相続人は新株予約権を相続できない。
- (4) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- (5) 本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

#### 13. 本新株予約権の取得事由及び取得の条件

- (1) 当社は、当社が消滅会社となる合併又は当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転（以下「組織再編行為」と総称する。）につき当社株主総会で承認決議した場合、当該組織再編行為の効力発生日前に、会社法第273条の規定に従って通知又は公告を行った上で、本新株予約権1個あたりその発行価額相当額で、本新株予約権者の保有する本新株予約権の全部を取得する。
- (2) 本新株予約権者が、本新株予約権の全部または一部を行使できなくなったときは、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、当該本新株予約権を無償で取得することができる。

#### 14. 合併、会社分割、株式交換及び株式移転の場合の新株予約権の交付

当社が組織再編行為を行う場合は、当該組織再編行為の効力発生日前に、会社法第273条の規定に従って通知又は公告を行った上で、本新株予約権1個あたりその発行価額相当額で、本新株予約権者の保有する本新株予約権の全部を取得する。

#### 15. 新株予約権の譲渡制限

会社法第236条第1項第6号に基づく譲渡制限について該当事項はありません。但し、割当契約において、本新株予約権の譲渡について、当社取締役会の承認を要する旨の譲渡制限を合意する予定です。

#### 16. 新株予約権証券の発行

当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しない。

#### 17. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし（計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。）、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。

#### 18. 新株予約権の行使請求の方法

- (1) 本新株予約権を行使請求しようとする本新株予約権者は、所定の行使請求書に、行使請求しようとする本新株予約権を表示し、請求の年月日等を記載してこれに記名押印した上、第11項に定める行

使期間中に第 20 項記載の行使請求受付場所に提出しなければならない。なお、行使請求の受付場所に対し行使請求に要する書類を提出した者は、その後これを撤回することはできない。

(2) 本新株予約権の行使請求の効力は、行使請求に要する書類が不備なく第 20 項の行使請求受付場所に提出され、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が第 21 項に定める口座に入金された日に発生する。

19. 株式の交付方法

当社は、本新株予約権の行使請求の効力発生後速やかに、社債、株式等の振替に関する法律（平成 13 年法律第 75 号）およびその他の関係法令に基づき、本新株予約権者が指定する口座管理機関の保有する振替口座簿の顧客口へ増加の記録を行うことにより株式を交付する。

20. 行使請求受付場所

東京都渋谷区桜丘町 9-8

ジェイフロンティア株式会社 総務部

（2024 年 4 月 1 日に上記住所への本店移転を予定しております。）

21. 払込取扱場所

東京都渋谷区宇田川町 23-3

株式会社みずほ銀行 渋谷中央支店

22. その他

(1) 会社法その他の法律の改正等、本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。

(2) 上記各項については、有価証券届出書による届出の効力発生を条件とします。

(3) その他本新株予約権発行に関し必要な事項は、当社代表取締役社長に一任する。

以上